特定事業所集中減算の手続き等の流れについて（令和５年度後期分）

事業所の所在する市町村は、藤沢市ですか。

いいえ → 藤沢市への報告は不要です。

はい ↓

判定期間（令和５年９月１日～２月２９日）に作成された居宅サービス計画について、「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」を作成してください。

↓

報告書を作成した結果、各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。

はい ↓

次の書類を藤沢市に提出してください。

（１）「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和５年度 後期用）」（以下「報告書」という。）

（２）「正当な理由の有無に関する申出書」（以下「申出書」という。）

（３）介護報酬の加算等に関する届出書（※）

※今回新たに減算の適用対象となる場合又は適用対象外となる場合のみ提出してください

※前回判定期間から変更がない場合は不要です。

【提出期限】令和６年３月１５日（金）

【提出先】　藤沢市 介護保険課 企画・事業所担当

いいえ ↓

「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」を藤沢市に提出する必要はありません。ただし、事業所において２年間保管してください。

また、「正当な理由の有無に関する申出書」は作成する必要はありません。

↓

藤沢市において、「藤沢市指定居宅介護支援における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの審査を行います。※報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせを行う場合があります。

審査結果は、原則として、令和６年４月下旬を目途に通知します。

減算対象外 ↓

報告書及び申出書の控えを、事業所において２年間保管してください。

減算対象 ↓

令和６年４月～令和６年９月サービス提供分の報酬について、減算請求を行ってください。

報告書等は、提出前に必ず控えをとり、記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所で保管してください。運営指導等の際に確認を行います。